

スウェーデンの社会的養護にかかわるソーシャルワークの現状と課題

ー養子センターと自治体のソーシャルワーカーへの聞き取り調査からー

○ 早稲田大学人間科学学術院 川名はつ子 (会員番号 3503)

谷沢英夫 (早稲田大学人間総合研究所・会員番号 9131)、中川友生 (早稲田大学里親研究会・会員番号 8838)

キーワード3つ: 子どもの権利条約、フォスターケア、少子・高齢社会

## 1. 研究目的

2015年9月、ストックホルム郊外の①国際養子センターおよび②基礎自治体の児童福祉課を見学し、①のセンター長および②のソーシャルワーカー2名にインタビューすることができた。子どもの権利条約を基盤に据えたアプローチにより、多数の難民・移民を受け入れ、少子・高齢社会の課題を克服しているスウェーデンの社会福祉の歴史や現状に学び、日本の養子・里親制度改善のための示唆を得ることを研究目的とする。

## 2. 研究の視点および方法

わが国では児童虐待の通報が年間9万件近く寄せられ、身体的・心理的・性的暴力やネグレクトのため親元で暮らせない子ども約4万6千人が社会的養護を必要としているが、その8割以上が乳児院や児童養護施設等に収容され、集団的な暮らしを余儀なくされている(2015年)。子どもの権利条約第20条にうたわれた「子どもが家庭で育つ権利」を保障するために、里親やファミリーホームへの委託を推進する方針が厚生労働省から打ち出され、現在わずか16%程度の委託率を、十数年かけて30-40%に引き上げる計画が進行中である。しかし、地方自治体やソーシャルワーカーの熱意・力量がまちまちで、地域格差が大きく、成果が上がりにくい。そこで、かなり共通した困難を抱えながらも70%の委託率を維持しているスウェーデンで、問題解決のヒントを得るべく聞き取り調査を実施した。

## 3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づき、英文で研究テーマと内容および写真撮影や録音の許諾、個人情報の匿名化や非営利の学術的・教育的目的にのみ使用することなどを説明した文書を手渡した後、口頭で交わしたインフォームドコンセントを録音した。

## 4. 研究結果

### 【国際養子センター所長へのインタビュー】

養子センターの沿革と組織・費用: 1969年に養父母や養子希望者たちがボランティア・スタッフとして働く形でスタートした。組織は国の認可を受け、国からの補助は、養子縁組1件につき40,000SEK(約60万円)と、組織運営費として子ども1人につき2,000SEK(約3万円)である。組織の大きな財源は、会員が納める年額400SEK(約6,000円)の会費である。これまでに約25,000人を養子縁組した実績があるが、近年減少傾向で、今は約200人/年である。子どもをスウェーデンに養子縁組する費用として1人平均20万SEK

(約 300 万円) 必要である。

養子センターの 2 つの活動目的と業務内容 : 「国際養子縁組の実施」に加え、「海外の里親普及活動」にも取り組んでいる。里親制度の未整備な発展途上国においては、要保護児童には家庭養護が優先という意識を啓発するような国際的な運動を行なっている。

養子となる子どもの送り出し国と状況 : 韓国と中国が多く、ほかにヨーロッパ、中南米、アジア、アラブ諸国など 20 か国から来ている。昔のように幼く健康な子どもを迎える状況ではなく、障害児や高年齢の子どもを受け入れが可能かを見る必要から、自治体の養親調査と認定も厳格になっている。

養子縁組の育児休業 : 国際養子縁組でも、国内で生まれた子と同じ期間の育児休業が取得でき、新しい親子関係形成に時間がかかる場合、特別に休業期間の延長が認められる。

就学時期の課題 : 5、6 歳になると民族的慣習などを身につけていて短期間で慣らすのは難しく、就学時期は常に問題になるが、自治体ごとに方針を立てて対処している。

マッチング時の意見聴取 : 乳幼児を除き、子ども自身の意向を聞き、承諾を得てから養子縁組を行なう。また、養親やセラピストと一緒に原則 18 歳以上になったら養子のルーツ探しに協力している。記録担当の職員が 1 人働いており、情報は送り出し国のものとスウェーデンに来てからの全記録が保存されている。

#### 【 Sollentuna コミュニティ児童福祉課の里親担当ソーシャルワーカーへのインタビュー】

スウェーデンの里子里親の特徴 : 里親はほとんど皆働いているため、養育が困難になった時には里親が仕事を調整し、その間、自治体が収入を補償する。里子は医療・教育など社会サービスを国内の子どもと同等に利用できる。家庭の生活を守る責任は全て自治体にあり、問題があれば自治体が国民総番号制度を駆使して解決に乗り出す。

社会的養護の課題 : 多数の難民・移民を受け入れているので、里親の確保とマッチングが一番困難な課題となっている。民間企業も活用しながら、1 人のソーシャルワーカーが担当する子どもの数は最高 10 名という体制で、年 4 回の委託先の状況確認と 2 回の報告を遵守している。

## 5. 考 察

わが国でも、国籍や貧困問題、発達障害など多様な背景をもつ子どもへの対応が必要とされるようになり、“奇特な里親”のボランティア精神に頼るだけの従来型家庭養育では不調をきたしやすい。里親のニーズに即した研修や専門機関と連携した支援体制がなければ、子どもたちは幸せな家庭生活を送れない。里親の地位向上と養育技術の向上のため、“急がば回れ”子どもの権利条約基盤型のスウェーデンの里親施策に学ぶことは有用であろう。たとえば高額報酬を支給する職業里親の養成、体罰を禁じて子どもの安心感や自己肯定感をはぐくむ養育技術の研修、成人期以後に始まることの多いルーツ探しにも対応できるよう、一貫した養育記録の作成と保管システムの確立など、子どもの権利条約に立脚し、財源の裏打ちのある効果的できめ細かなスウェーデンの養子里親施策に学んでいきたい。